答 弁 第 八 三 号 平成二十五年五月二十四日受領

内閣衆質一八三第八三号

平成二十五年五月二十四日

衆

議

院

議長

伊

吹

文

明 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員篠原孝君提出TPP日米事前協議に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員篠原孝君提出TPP日米事前協議に関する質問に対する答弁書

一について

時、 また、 十一日の記者会見において表明したとおり、 係国との協議を行ってきたと承知している。 十三年十一月に我が国がTPP協定交渉に参加する意思を表明した旨の記述があるとは承知していない。 P」という。)協定交渉参加に関する日米間の協議の結果に関する資料において、 御指摘 内容等の詳細を明らかにすることは、 御指摘の の米国通商代表部が本年四月十二日に発表した我が国の環太平洋パートナーシップ 「事前協議」 が何を指すのか必ずしも明らかでないが、野田内閣総理大臣 相手国との関係もあり差し控えたいが、 当時の内閣としてTPP協定交渉参加に向けて米国を含む関 これらの関係国との協議に関しては、 御指摘のような平成二 その結果得られた情報 個 「々の協 (当時) が同月 。 以 下 議 0 開 — Т Р 催 日

一から四までについて

については、

関係省庁のホームページ等を通じて国民に対して適切に提供してきている。

議 の結果について、 本年四月十二日に日米両政府がその終了を発表した、 両国の合意内容を構成する文書は、 我が国のTPP協定交渉参加に関する日米間の協 当該結果を確認する佐々江米国駐箚特命全権大使

について、 返書」という。)のみであり、日本側書簡と米国側返書の内容は同一である。したがって、当該合意内容 属文書である のために作成したものであることから、 書以外に日米両政府がそれぞれの国内で公表した文書に関しては、両国の政府がそれぞれの国民への説明 発マランティス米国通商代表代行宛ての同日付けの書簡 日米両政府間に齟齬はない。その上で、日本側書簡及び「自動車貿易TOR」並びに米国側返 「自動車貿易TOR」並びに同通商代表代行発同大使宛ての同日付けの返書 我が国政府として、米国側の当該文書の内容に対する見解につい (以下「日本側書簡」という。) 及び同書簡の附 。 以 下 「米国側

返書を公表しており、 また、 政府としては、同日に「日米協議の合意の概要」と題する資料と併せて、 日本側書簡及び米国側返書には、 非関税措置の九つの分野が明記されている。 日本側書簡及び米国側

て、説明する立場にない。